

税制とインセンティブ 2021

オランダ

INVEST IN
Holland



January 2021

オランダ進出と 企業の発展を促進



目次

はじめに.....	4
魅力的な特徴.....	4
税制	
広範な租税条約ネットワーク.....	5
租税条約による減税・免税.....	5
オランダ税務当局.....	6
ルーリングプラクティス.....	6
移転価格.....	6
オランダ税関当局.....	7
VAT繰延べ制度.....	7
資本参加免税.....	8
競争力のある法人税率.....	8
連結グループ制度.....	8
欠損金.....	8
30%非課税措置.....	9
その他・日蘭社会保障協定.....	9
インセンティブ	
R&D賃金税控除（WBSO）.....	10
イノベーションボックス.....	10
MIA/Vamil.....	11
エネルギー投資手当（EIA）.....	11
その他・R&Dにかかる官民連携事業推進補助.....	11
・イノベーションクレジット：新技術開発への融資制度.....	11

はじめに

オランダには、欧州での競争力のある法人税率（課税対象額となる最初の€245,000までは15%、€245,000以上は25%）や、数多くのインセンティブプログラムにより、国際企業にとって魅力的な税制環境が整っています。広範な租税条約ネットワーク、事前税務裁定、赴任者のための特別税制など、多国籍企業を成功へ導く様々な制度を提供しています。

魅力的な特徴

税制

- 広範な租税条約ネットワーク : 二重課税を回避し、配当・利子・ロイヤリティに対する源泉税を軽減（利子・ロイヤリティは多くの場合0%）
- 租税条約による減税・免税 : オランダ居住法人から国外へ支払う利子・ロイヤリティには源泉税なし
- オランダ税務当局 : 税務調査官への容易なアクセス
- ルーリングプラクティス : 税務当局との話し合いにより税務上の取り扱いを事前に確定できる「事前税務裁定（ATR）」制度
- 移転価格 : OECDの移転価格ガイドラインに準拠した移転価格制度および「事前価格合意（APA）」取得の可能性
- オランダ税関当局 : 実践的でプロアクティブな姿勢
- VAT繰延べ制度 : キャッシュフローに有利
- 資本参加免税 : 二重課税を回避するため、適格株式保有に関連する利益の法人税が免税される制度
- 競争力のある法人税率 : 比較的低い法人税率25%（最初の€245,000までは15%）
- 連結グループ制度 : 企業グループ内の連結納税を可能にする制度
- 欠損金 : 欠損金の繰戻し1年、繰越し6年が可能
- 30%非課税措置 : 高度なスキルを有する赴任者に対する賃金の特別税制

インセンティブ

- R&D賃金税控除（WBSO） : 適格なR&D賃金コスト、およびその他のR&D費用、投資に対するR&D税額控除
- イノベーションボックス : 対象となる利益に対する法人税が実効税率9%となる制度
- MIA/Vamil : 環境配慮型投資のための税控除措置
- エネルギー投資手当（EIA） : 持続可能エネルギー関連投資に関する税控除プログラム

R&Dと持続可能エネルギーのインセンティブの概算シミュレーションを行うことができます。詳しくは、お気軽にお問い合わせください。

税制

広範な租税条約ネットワーク: 二重課税の回避

オランダは、EUの中で最も広範な租税条約ネットワークを有する国のひとつであり、所得や資本に対する二重課税を回避するため、100カ国以上の国々と租税条約を締結しています。条約が適用されない場合でも、オランダは多くの場合、二重課税を回避するための国内措置を講じています。企業は、EU指令とEU法が規定する有利な規則を活用できる場合もあります。所得やキャピタルゲインにおける二重課税に関して、オランダが締結したほとんどの協定は、経済協力開発機構（OECD）モデル租税条約に沿ったものです。

租税条約による減税・免税

- 原則として、オランダ居住法人が支払う利子およびロイヤリティに対して源泉税は課されません。ただし、軽課税国、EU リストに掲載の非協力的課税管轄地に所在する関連会社や、租税回避目的にかかる利子およびロイヤリティの支払いには、条件付き源泉税が課されます。
- オランダ居住法人へ支払われる利子、およびロイヤリティについての外国源泉税も、多くの場合租税条約によって減税もしくは免税となります。さらに、EU の利子、およびロイヤリティに関する指令により、適格な EU の利子とロイヤリティに対する源泉税も免除されます。
- 配当所得にかかる源泉税のオランダ法定税率は15%です。ただし、配当が租税条約で保護された株主に支払われる場合には、この税率は引き下げられます。
- 租税条約により、原則、オランダ居住法人に支払われる配当に対する外国源泉税は、減税もしくは免税されます。EU に拠点のある事業所が、オランダ居住法人の親会社に支払う配当金は、EU 親子会社指令に基づいて外国配当税が免除されます。

オランダ税務当局: 税務調査官への容易なアクセス

オランダ税務当局は、どのように各事案に税法が適用されるのか、またどの程度事前の確実性が担保されるのか、といったことが、投資家や進出企業にとっていかに重要かを理解しています。そのため、できる限りオープンでアクセスしやすいよう、進出検討中の企業のために窓口を設けています。この窓口では、進出企業が計画している事業にかかる税務上の影響を、事前に確実性をもって提示することが可能です。そしてこの窓口で交わされた合意書の内容に、当該計画事業地を管轄する税務調査官は拘束されます。この窓口は、国際税務調査チームと連携しています。この国際税務調査チームは、国際ビジネスに関わる事前税務裁定 (ATR) や事前価格合意 (APA) を行っています。

オランダ税務当局は納税者に対して協力的で、信頼、透明性、相互理解に基づく関係強化を図るため、自主的な「水平モニタリング」プログラムを導入しています。水平モニタリング最大の利点は、税務に関する確実性を事前に得られるということです。その結果、事後チェックが減り、事務管理負担も軽減されます。

ルーリングプラクティス: 事前に把握できる確実性

事前税務裁定 (ATR) や事前価格合意 (APA) は、オランダ税制の中でも最も魅力的な制度のひとつです。この制度は、将来における確実な税務状況を把握できるようにすることで、外国からオランダへの投資を容易にすることを目的としています。オランダ税務当局は、ATR および、APA 専任の国際税務調査チームをロッテルダムに置いています。

- ATR は、資本参加免税適用可否の事前確定など、国際的企業組織に特有の税務について、事前に合意するものです。
- APA は、オランダのグループ企業が国外のグループ企業から受け取る、あるいは供給するサービス、または物品の価格 (移転価格) についてその税務上の妥当性を事前に合意するものです。

移転価格: 独立企業間取引の原則

- オランダ法人税法は、企業グループ内における物品、およびサービスの取引価格は、独立企業間取引の原則に従うよう規定されています。
- 企業グループ内取引価格のガイドラインは、経済協力開発機構 (OECD) モデル租税条約、および経済協力開発機構 (OECD) 移転価格ガイドラインで定める独立企業間取引の原則に従った包括的な方針により、定められています。

オランダ税関当局： 実践的でプロアクティブな姿勢

EU 域内に持ち込まれる物品は、貨物到着の時点から、EU 関税法の規定に従い税関管理下に置かれます。検査官は、企業にとって信頼できる政府パートナーがいかに重要なものかを理解しており、物品の輸出入に関して、企業に最適な通関手続きを提供するため、柔軟に相談を受け付けています。オランダの税関当局は、国際貿易の促進と税関手続きの最適化に向けた実践的、かつ積極的なアプローチでよく知られています。このことが、輸入活動の拠点としてオランダが選ばれる理由のひとつにもなっています。

VAT 繰延べ制度： キャッシュフローに有利な効果

- EU の流通拠点として特別な地位にあるオランダは、VAT の定期申告時まで輸入 VAT の支払いを延期できる、いわゆる VAT 繰延べ制度を導入しています。
- この VAT 繰延べ制度の適用により、輸入 VAT は定期申告時に、申告と還付請求を同じ申告書上にて行うことができます。輸入時の VAT 支払いと還付が同時処理で相殺できるため、キャッシュフローへの負担を回避することができます。
- この制度を利用するには、輸入企業が許可を受ける必要があります。許可を受けるには、内国法人として VAT 登録を行うか、またはオランダ国内に恒久的施設を有する外国法人として VAT 登録を行い、かつ定期的に輸入活動を行う必要があります。
- 外国法人がオランダに恒久的施設を有しない場合、オランダの税務代理人を通じて、繰延べ制度の利用が可能です。この税務代理人は、当該外国法人による輸入に使用できる VAT 繰延べ制度の許可を取得することも可能です。

資本参加免税: 欧州本社にとっての原動力

資本参加免税は、オランダ法人税制の最も重要な制度のひとつです。オランダに欧州本社が多数設立される理由でもあります。子会社が得た利益を親会社に分配する際、二重課税を回避しようというのがこの制度の目的です。

- 資本参加免税のもと、適格株式保有から生じるすべての利益は、法人税から免除されます。利益には、現金配当、現物配当、ボーナス株式、隠れた利益配当、キャピタルゲイン(株式売却利益)が含まれます。
- 株式保有がポートフォリオ投資とみなされない場合、5%以上という追加要件がなくても資本参加免税は適用可能な場合があります。

競争力のある法人税率

法人税率 (2021年)

- €0 - €245,000 :15%
- €245,000以上 :25%

(特許に基づく)無形資産から生じた利益には、特別な税率(イノベーションボックス*P10)を選択適用することができます。

連結グループ制度: 連結納税

- オランダ居住法人(またはオランダ国内にある外国企業の恒久的施設)のグループ企業は、連結グループとして、その取り扱いを合同で申請することができます。
- これにより、グループ内のオランダにおける事業活動が税務上連結し、ひとつの法人税申告が可能になります。
- この制度の主な特徴:
 - グループ内で、ある企業の損失と別の企業の利益を相殺することができます。
 - グループ内企業間の資産移転に法人税はかかりません。
 - グループ内企業間取引についても、大部分が免税となります。

欠損金: 繰戻し1年 / 繰越し6年

- オランダ居住法人、非居住法人共に、欠損金は1年の繰戻しと6年の繰越しが可能です。
- 2019年以前に発生した欠損金は、9年の繰越しが可能です。
- 欠損金は、税務当局による計算書の確認がなされる必要があります。

30%非課税措置: 外国からの赴任者のための特別税制

- オランダには、赴任者向けに「30%非課税措置」という特別な税制があります。最大30%まで個人所得税を非課税とし、海外赴任の際に追加的に発生する経費負担を軽減するものです。
- この制度により、雇用主は従業員報酬について最大30%を非課税手当として支払うことができます。適用報酬には、ボーナスやストックオプションなどの臨時、あるいは変動給付金等を含みます。退職金、年金は含まれません。
- 30%非課税措置の適用条件:
 - 雇用主は、当該赴任者がオランダ労働市場では見つけることができない、もしくは困難で、特殊な技能や知識を持っていることを立証することができ、かつ次のいずれかの最低課税賃金レベルを満たしていること。
 - 課税所得レベル:
 - 最低グロス所得€38,961 (非課税手当は除く)
 - 最低グロス所得€29,616 (30歳未満の修士(MSc)、博士号(PhD)の場合で、非課税手当は除く)
 - 最低グロス所得要件なし(科学者、研究者)
 - 当該赴任者が、オランダ国外から雇用(または任命)された従業員であること。
 - 雇用主が、オランダの賃金税源泉徴収義務者であること。
 - 当該赴任者は、オランダの駐在開始前の24ヵ月のうち3分の2以上の期間、オランダ国境から半径150 km 以内の外国に居住していないこと。
- 本非課税手当は、最長5年間(60ヵ月間)適用することができます。

その他:

日蘭社会保障協定

2009年3月発行の日蘭社会保障協定のもと、日本から派遣されてオランダで働く赴任者(5年未満)は、オランダの社会保障制度に加入する必要がなく、日本の社会保障制度のみを継続すればよいことになりました。

インセンティブ

R&D賃金税控除(WBSO): 研究開発投資のための奨励制度

- WBSO は、研究開発へ投資する企業を助成し、奨励するものです。
- WBSO を適用すると、企業はR&Dにかかる賃金コストやその他コスト、試作品、研究機器などの経費を削減することができます。税務当局への納税申告の際に、本優遇措置で相殺することができます。
- 企業に対するR&D 税控除は、R&D コスト（賃金とその他経費）の最初の€350,000までは40%、それ以上のすべてのR&D コスト（賃金とその他経費）は16%になります。さらに、スタートアップ企業に対するR&D 税額控除については、R&D コスト（賃金とその他経費）の最初の€350,000までは50%となります。
- 暦年ごとの各企業(または企業体)の控除限度額はありません。

イノベーションボックス: 実効税率9%

- 企業は、独自に開発し、R&D 認定を受けた無形資産から得られた利益については、実効税率9%の優遇措置を受けることができます。
- イノベーションボックスの主な特徴:
 - イノベーションボックスを適用するにはR&D 認定が必要です。加えて、大企業が適用する場合には、特許、独占ライセンス、ソフトウェアプログラム、植物育成者権、または製薬認定を有する必要があります。
 - イノベーションボックスの適用を受けることができる利益には制限があります。研究開発が自社内で行われるかどうか、また、関係者間でどのように研究開発費用を分割するか、について判断されます。つまり、研究開発活動の関連機関への委託が増えれば、そのような研究開発活動から生じる無形資産に割り当てられる利益は減少することになります。
 - 無形資産の開発費用や無形資産の使用による損失は、標準法人税率25%の課税対象額から控除可能です。従って、9%の実効税率は開発費用や発生損失を差し引いた利益に適用されます。
 - イノベーションボックスの申請は任意です。

MIA/Vamil: 環境配慮型投資のための税控除措置

- MIA は、適正と認められた環境配慮型投資に対し、コストの最大36%までを課税対象となる利益から差し引くことができる制度です。投資額は、1件あたり少なくとも€2,500が必要です。控除対象となる投資額の上限は、暦年あたり€2,500万です。
- Vamil は、適正と認められた環境配慮型投資に関するコストの75%を一括償却することを認めるもので、流動性と利子の両面で有利な制度です。投資コストの残り25%については、通常の償却基準に従います。
- オランダ企業庁(RVO) は、MIA/Vamil の適正と認められる環境配慮型投資の年次リスト、いわゆる「環境リスト」を公開しています。

エネルギー投資手当(EIA): 持続可能エネルギー関連の税額控除措置

- 省エネ設備に投資する企業、または持続可能エネルギーを活用する企業は、物品を購入した年の課税所得から投資額の一定の割合を差し引くことができます。
- 関連する支出の45.5%を、当該設備購入年の課税対象利益から控除することができます。
- 省エネ投資額の控除が認められるには、投資額が暦年あたり少なくとも€2,500以上である必要があり、上限は€1億2,600万までとなります。
- EIA の適用条件:
 - 当該投資が、オランダ企業庁(RVO)により発行される「エネルギーリスト」に記載されている。
 - 新たな固定資産が対象となり、購入から3カ月以内に申請されている。
 - 当該資産に関連して得た投資交付金は、取得コスト、または生産コストから控除しなければならない(ただし、運転助成金はその限りではない)。

その他：

R&Dにかかる官民連携事業推進補助

R&Dにかかる官民連携事業における投資につき、はじめの€2万までは40%、それを上回る部分については30%の現金補助を受けることができる場合があります。補助金は該当の研究開発事業に対する投資に使用しなければなりません。

イノベーションクレジット：新技術開発への融資制度

イノベーションクレジットは、新しい製品、プロセス、または、サービスの技術的な開発段階、臨床研究を必要とする医薬製品開発のために、政府が提供するリスク負担の融資です。2021年の総予算は€6,000万で、技術開発プロジェクトに€3,000万、臨床開発プロジェクトに€3,000万が当てられます。審査は申請の先着順になります。会社ごとの最大融資額は会社の規模によって異なります。臨床開発プロジェクトの場合は最大€500万、技術プロジェクトの場合は最大€1,000万です。



japan.investinholland.com

この冊子は、NFIA本局が作成した英文の冊子を翻訳したものです。
内容には十分注意を払っていますが、本局作成のオリジナルを成本とします。
記載された情報は、NFIAが慎重に作成し、作成時点で当局が有する情報を最大限に
反映したものです。(2021年1月作成)